

行政の窓

ナラ枯れ被害対策について

ナラ枯れとは、カシノナガキタイムシ（以下「カシナガ」という。）が運ぶ病原菌の作用により、ナラ類等の樹木が通水機能を失い、急速に葉の色が赤褐色に変色し枯死する病気です。

令和5年度には、北海道を含む44都道府県で約13万㎡の被害が発生し、道内では、道南地域の2町5箇所、15本7㎡の被害が確認されました。確認された被害木は、薬剤を用いて全て処理されましたが、令和6年度には3町41箇所、182本、計121㎡（令和6年11月15日現在）の被害が確認され、前年の10倍以上に増加しました。

道では、今後さらなる拡大が懸念されるナラ枯れ被害に対し、関係者が共通認識のもとで被害防止対策に取り組む必要があることから、令和7年3月に「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」を策定しました。

本方針では、道内における被害地域の拡大を抑えるため、被害の的確な把握と被害状況に応じた対応を進めることとしています。

まず、「被害把握」として、カシナガの生息調査を実施し、その結果や直近2年間に確認された被害木を中心に、半径30kmの範囲を基本とした被害監視区域を設定します。当該区域では、上空や地上から被害調査を行うほか、業務で入林する際の被害監視への協力も定めています。

次に「被害への対応と予防」として、調査結果を基に、被害地域を2区分、未被害地を2区分の合計4区分に分類し、それぞれに応じた被害木の処理や予防措置を講じることを定めています。

被害木処理については、被害木を確実に処理するため、道が昨年10月に定めた「被害木処理マニュアル」に沿って処理を行うことや、倒木、落枝による二次災害防止にも努めることとしました。

被害予防としては、カシナガが被害木から羽化・脱出する6月から9月の期間中は、被害地域で未被害木を伐採することでカシナガを誘因するおそれがあるため、当期間中にはナラ類等の伐採をしないことや、カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいため、未被害木であっても被害地域で伐採したナラ類等の未被害地への移動は極力控え、被害木の移動は行わないよう留意事項を定めています。

さらに、被害は比較的高齢な大径木に多く見られることから、被害を受けていないナラ類等であっても、今後、被害を受ける可能性があるため、林分の若返りを図る観点から、未被害木の伐採も定めたところです。

また、被害防止対策を進める推進体制としては、国や市町村、試験研究機関が参画する対策会議による、具体的な対応方針の協議や、関係機関の役割分担を明記しています。道では、本方針に基づき、国や市町村、試験研究機関や事業者等の関係者と連携し、被害拡大防止対策の取組を行ってまいります。

なお、被害地域の拡大を抑えるためには、的確な被害把握が重要です。身近にナラ枯れ被害が疑われる樹木を発見された場合は、最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課まで情報の提供をお願いいたします



ヘリコプター調査による被害木



被害木の状況（フラスが堆積）

（水産林務部林務局森林整備課保護種苗係）